② 監理技術者については、建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、監理技術者資格者証（電気工事又は電気通信工事）及び監理技術者講習修了証（電気工事又は電気通信工事）を有する者であること。

③ 配置予定技術者のうち少なくとも１名は、平成13年度以降に専任の主任技術者若しくは専任の監理技術者又は現場代理人として、次に示す工事の経験を有する者であること。なお、共同企業体としての経験は、出資比率20%以上の場合のものに限る。

交通管制システムの中央装置を自ら製作及び調整し、併せて据付ける工事

⑸ 工事目的物の一部又は全てが完成し、引渡した後の障害発生時において、当社からの連絡に対し24時間体制で修理復旧に必要な技術的支援及び必要部品の手配を行える保守支援体制を有すること。

⑹ 本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑺ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札までに、首都高速道路株式会社から競争参加停止措置準則（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。

3 技術提案等に関する事項

⑴ 技術提案書及び工事費内訳書の作成 技術提案書の作成に当っては、入札説明書に従い、基本条件を満足するよう十分な検討を行い、入札説明書に示す様式により作成すること。

また、工事費内訳書の作成に当っては当該技術提案書に対応したものとし、入札説明書に示す様式により作成すること。

⑵ 技術提案書及び工事費内訳書の審査 本工事は、１次審査及び２次審査の２段階により、技術提案書及び工事費内訳書の審査を行う。

１次審査では、技術提案書を中心に技術交渉を実施し、交渉を踏まえた１次最終技術提案書及び工事費内訳書をもって２次審査を受ける技術提案者を選定する。

２次審査時には、上記の選定後に提出される詳細工事費内訳書を中心に技術・価格交渉を実施し、技術提案者は交渉を踏まえた最終技術提案書及び最終詳細工事費内訳書を提出する。

⑶ 工事費内訳書等の総額及び入札価格 詳細工事費内訳書の総額は工事費内訳書の総額以下、最終詳細工事費内訳書の総額は詳細工事費内訳書の総額以下、入札価格は最終詳細工事費内訳書の総額以下の金額でなければならない。

4 落札方式に関する事項

⑴ ２次審査を受ける技術提案者の選定

① 総合評価の方法 ２次審査を受ける技術提案者の選定方式は、１次最終技術提案書の内容が最低限の要件を満足する場合、標準点の100点が付与され、４⑴③の技術提案評価項目（加算点用）に応じた最大30点の加算点を加えて、工事費内訳書の総額で除した数値（以下「１次評価値」という。）によって決定する総合評価方式とする。

なお、技術提案書の内容が最低限の要件を満足しない場合は２次審査を受ける技術提案者には選定されない。また、この場合、１次審査の加算点の評価は行わない。

② 選定方式

ア ３⑵により技術提案者から提出された１次最終技術提案書及び工事費内訳書の総額から「４⑴①総合評価の方法」によって得られた１次評価値の高い順に上位３者を２次審査を受ける技術提案者とする。なお、選定された技術提案者が辞退した場合、又は技術提案者が２次審査段階で、２次審査を辞退した場合は、１次評価値が次点の者（その者が参加できない場合は次順位の者）を２次審査を受ける技術提案者として追加選定する場合がある。

イ アにおいて、１次評価値が３番目となる者が２者以上あるときは、その中で最も工事費内訳書の金額が低い者を２次審査を受ける技術提案者とする。工事費内訳書の金額も同じ場合には、くじ引きにより２次審査を受ける技術提案者を決定する。

③ 技術提案評価項目（加算点用） 技術提案評価項目（加算点用）は次のとおりである。

ア 中央装置構築に関する事項

イ 品質管理、出来形管理に関する事項

ウ 現場施工、安全管理に関する事項

⑵ 落札者の選定

① 総合評価の方法 落札者の選定方式は、最終技術提案書の内容が最低限の要件を満足する場合、標準点の100点が付与され、４⑵③の技術提案評価項目（加算点用）に応じた最大30点の加算点を加えて、入札価格で除した数値（以下「２次評価値」という。）によって決定する総合評価方式とする。

② 選定方式

ア 最終技術提案書に基づき予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した技術提案者のうち、最終技術提案書及び入札価格から「４⑵①総合評価の方法」によって得られた２次評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、２次評価値が最も高い者を落札者とする。

イ アにおいて、２次評価値が最高となる者が２者以上あるときは、その中で最も入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合には、くじ引きにより落札者を決定する。

③ 技術提案評価項目（加算点用） 技術提案評価項目（加算点用）は４⑴③ア～ウと同じとする。

5 入札手続等

⑴ 担当部局 首都高速道路株式会社 西東京管理局 総務・経理グループ 〒102―0093 東京都千代田区平河町二丁目16番３号 電話03―3264―8394（ダイヤルイン）

⑵ 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

入札説明書、関連する図面等を競争参加希望者に有償で直接交付する。

① 交付期間 平成24年１月17日（火）から平成24年２月17日（金）までの毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。）、午前10時から午後４時までの時間のうち、正午から午後１時を除く。ただし、平成24年１月17日（火）は午後１時以降とする。

② 交付場所 首都高技術株式会社 企画部企画課 〒105―0001 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号（虎ノ門ＰＦビル３階） 電話03―3578―5757（代表）

⑶ 申請書及び技術提案書の提出期間、場所及び方法 平成24年１月18日（水）から平成24年２月17日（金）までの毎日、午前10時から午後４時までの時間のうち、正午から午後１時を除く。５⑴に示す担当部局まで持参すること。

⑷ １次最終技術提案書及び工事費内訳書の提出期限及び場所 平成24年３月５日（月）午後４時。提出場所は５⑴に同じ。

⑸ 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法 平成24年４月18日（水）午後２時00分（ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成24年４月17日（火）午後４時）５⑴に示す担当部局まで持参又は郵送すること。

なお、入札及び開札の日時は変更となる場合がある。

⑹ 競争性を確保するため、当社の判断により手続を中止または中断する場合がある。

6 その他

⑴ 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

⑵ 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 納付

⑶ 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書若しくは技術提案書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷ 手続における交渉の有無 有

⑸ 契約書作成の要否 要

⑹ 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有

⑺ 関連情報を入手するための照会窓口 ５⑴に同じ。

⑻ 競争参加資格の認定を受けていない者の参加 ２⑵に掲げる競争参加資格の認定（再認定）を受けていない者も５⑶により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、２次審査を受ける技術提案者の選定の時までに当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑼ 詳細は入札説明書による。